

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事項 学術院 専攻	審　　査　　基　　準	その他の学術院が必要と認める書類	備　　考
人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻	提出書類によって、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	推薦書(これまでの経験・活動が志願資格があることを裏付けるもの。様式任意)	

修士課程 [個別審査]

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事項 学術院 専攻	出　　願　　の　　条　　件	入　　学　　の　　条　　件
人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻	(1)出願年度8月末において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)3年次修了までに120単位以上修得することが見込まれること。 (3)3年次修了時の全修得単位の90%以上が、「A+・A・B」、又はそれに相当する成績であることが見込まれること。	(1)3年次修了時点で、120単位以上を取得していること。 (2)3年次修了までに単位を取得した科目の90%以上が「A+・A・B」又はそれに相当する成績であること。 (3)1年次から3年次修了までの学業成績証明書を提出すること。

修士課程 [飛び級]

注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。

② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部（学群）を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 学術院 専攻	1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 学術院で定める提出書類 4. そ の 他	備 考
人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、専攻教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	

修士課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 専攻	審 査 基 準	その他の学術院が必要と認める書類	備 考
人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻	提出書類によって、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格があることを裏付けるもの。様式任意)	

修士課程 [他大学院飛び級入学]